

令和4年台風第14号による災害に伴う労災保険給付等の取り扱い

佐賀県全域において、台風による災害で被災された事業場に係る労災保険給付、社会復帰促進等事業によるアフターケア、義肢等補装具の請求等は、以下のとおりとなります。

ご不明な点は労働局または最寄りの監督署までご相談ください。

1. 労災保険給付の請求

- ・災害で事業場等や医療機関等が一時休業したりしたことにより証明ができない場合、証明なしでも請求できます。

(証明を受けられない事情を請求書に記載してください。)



2. アフターケアの取り扱い

- ・災害で健康管理手帳を医療機関に提示できない場合、「氏名」「生年月日」「対象傷病」を申し立てることで受診できます。

(健康管理手帳は再交付できます。)



3. 義肢等補装具の取り扱い

- ・災害で過去に支給された義肢等補装具が壊れたり無くなったりした場合、修理費用や新たな購入費用を請求できます。



4. 相談先

佐賀労働局労災補償課 (0952)32-7193

佐賀労働基準監督署 (0952)32-7133

唐津労働基準監督署 (0955)73-2179

武雄労働基準監督署 (0954)22-2165

伊万里労働基準監督署 (0955)23-4155

